

通学路の安全対策を強化



「交通事故多発非常事態宣言」発令中!!
交通ルールとマナーを守って交通事故を無くしましょう!!

八幡市交通安全対策協議会
八幡市 管理・交通課

それに対して150件の対策を立て、

①比較的対策が簡易な短期

課、道路河川課

◆問い合わせ 管理・交通

(97件)
②対策に時間を要する中・長期(53件)に分類しました。

短期の対策は、啓発看板等の設置、横断歩道や路側線の塗り直し、短い柵の設置など、随時着手し、今年度中に完了します(すでに40件完了)。

中・長期の対策は、歩道の設置や拡幅、交差点の改良など大規模な工事等が必要ことから、来年度以降に着手、完了する予定です。

今後も児童・生徒の通学路の安全を守るための対策を強化し、様々な啓発活動を実施していきます。地域のみなさんのご協力をよくお願いします。

市では、今年4月に通学中の児童等が犠牲となった亀岡市の交通死亡事故を受けて、6月1日、市・府・警察で構成する「八幡市通学路安全対策連絡会」を立ち上げ、市内全域の通学路調査と点検を実施しました。

その結果、表のとおり92カ所の危険箇所を発見し、

校区别通学路危険箇所数

校 区	危険箇所数 (対策数)
八幡小	13(21)
くすのき小	20(35)
さくら小	7(14)
橋本小	6(14)
有都小	8(18)
中央小	11(16)
南山小	5(6)
美濃山小	11(14)
男山中	1(1)
男山二中	1(1)
男山三中	3(4)
男山東中	6(6)
合計	92(150)

※小学校区と中学校区が重複する場合は小学校区でカウント。



交差点に設置された防護柵



通学路に取り付けられた啓発看板

国民健康保険料の負担を軽減

非自発的失業者の
保険料を軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度が平成22年4月から実施されています。対象者は次の①②③の要件をすべて満たす人です。(申請必要)

▽要件 ①平成21年3月31日以前に失業②離職時点65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の軽減を行います。

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

【軽減例】(例1)平成21年3月31日から22年3月30日までに失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月から23年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

(例2)平成22年3月31日から23年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成23年度末までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

(例3)平成23年3月31日から24年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成24年度末までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

(例4)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成25年度末までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認します。

その他の失業者の
保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

一部負担金の減免等 国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。



近3カ月の収入が生活保護基準額の1・2倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など収入状況等を証明できる書類、預(貯)金通帳、印かん

要件となる離職理由と離職者コード番号

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

悪質訪問業者にご注意を!!

最近、各家庭を訪問し、「水道局から依頼されて、無料で水道管の清掃をします」とか「下水道管を清掃します」などと言って、上下水道部と関係があるような印象を与え、水道管や下水道管の清掃を無料で行ったように見せかけ、浄水器を売りつけたり、リフォームの契約を勧めたりする業者が市内で横行しています。

上下水道部では、宅内の水道管・下水道管の清掃の依頼や浄水器の販売などは一切行っておりません。また、このような業者とは一切関わりはありませんので十分にご注意ください。

◆問い合わせ 水道工務課、下水道課

やわた ご意見たまで箱

◆問い合わせ 秘書広報課

○意見
バス停留所に日よけを設置してほしい。

◎回答
市内のバス停留所には、上屋(屋根)のないものがあります。バス停留所設置時に、歩道が狭い等の理由により、上屋を付けられなかったものもあります。

市内のバス停留所を調査し、来年度以降、日よけとなる上屋の設置について検討してまいります。

これからお気づきの点がございましたら、ご意見をよろしくお願いたします。